

平成 26 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

開催日及び場所	平成 27 年 1 月 15 日（木）総務省地下 1 階 総務省第 2 会議室
構成員（敬称略）	座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 構成員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 構成員 清 水 涼 子 関西大学会計専門職大学院教授 構成員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト 構成員 園 田 智 昭 慶應義塾大学商学部教授

契約案件の審議

審議対象期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日
抽出案件	5 件（対象案件 786 件）
審議案件	5 件
構成員からの質問・意見に対する回答	以下のとおり。

<p>【抽出事案 1】（一般競争入札・総合評価落札方式） 恩給事務総合システム維持管理業務 契約相手方：株式会社 NTT データ・アイ 契約金額：143,283,492 円（落札率 99.9%） 契約締結日：平成 26 年 4 月 1 日 競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
（北大路座長） H22 は 4 年間の国庫債務負担行為による契約であったが、本契約はなぜ 1 年 9 ヶ月の契約なのか。	本システムは、平成 28 年 1 月から政府共通プラットフォームに移行する予定であるため、それまでの間の維持である。
（北大路座長） 本契約監視会の関係とは離れてしまうが、本契約は国債により複数年契約を行っているにも関わらず、各年度の行政事業レビューシートを見ると、毎年同じ会社が 1 者入札しているように見えるが、何かわかる手がかりはあるのか。	例えば、25 年度のレビューシートでは、該当部分に「(H22 契約 (国債活用))」と記述したが、26 年度のレビューシートでは記述していなかった。

<p>(北大路座長)</p> <p>本レビューシートのフォーマットは全省庁で統一されたものなのか。総務省だけでも、情報として入れておくようなことはできないか。</p>	<p>本意見については、行政事業レビューシートを総括している行革事務局に対して、意見としてコメントさせていただく。また、少なくとも総務省においては、27年度のレビューシートを作る際には、本件25年度のレビューシートのようなわかりやすい表記にしたいと思う。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>㈱NTTデータ・アイは、㈱エヌ・ティ・ティ・データの100%子会社であり、法人格が違うからといって前身のシステムを開発した㈱エヌ・ティ・ティ・データは関与していないというのは言い過ぎでないか。</p>	<p>本契約は、あくまで㈱NTTデータ・アイと締結しているものであり、当方で実態まで踏み込んでいるわけではないが、確かに「関与していない」というのは言い過ぎかもしれない。ある程度親会社である㈱エヌ・ティ・ティ・データのノウハウ等を流用している部分はあるだろうと思っている。</p>
<p>(清水委員)</p> <p>恩給受給者が少なくなっているということだが、システムは作り替えなければならないものなのか。</p>	<p>本システムは平成4年に調達したもので、当時約160万人の受給者がおり、現在は56万8,000人程度となっている。あと5年経過すると半分以下になることを踏まえ、必要最低限の機能の新たなシステムの検討をしているところ。導入時期は未定である。</p>
<p>(清水委員)</p> <p>本システムの維持管理だけでも1億円程度かかっているが、全体的なコストパフォーマンスを考えていただきたい。</p>	<p>それについては各方面から問われているところ。システムというものは、受給者が減るからシステム経費が下がるというものではなく、1件だけであっても同じシステムを使う限り維持費はかかるものであるが、今後、コストパフォーマンス等の問題意識を持ちながら具体的な検討をしたい。</p>

<p>【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>高度化・巧妙化するマルウェアを検知・除去し、感染を防止するためのフレームワークに関する実証実験の請負</p> <p>契約相手方：一般財団法人日本データ通信協会</p> <p>契約金額：345,060,000円（落札率99.9%）</p> <p>契約締結日：平成26年5月13日</p> <p>競争参加業者：1者</p>	
意見・質問	回答
<p>（有川委員）</p> <p>⑦の回答の落札までに複数回入札を繰り返したということだが、具体的にどのような金額が刻まれたのか。</p>	<p>本件は7回再度入札をしており、1回目：3億5,300万円、2回目：3億4,300万円、3回目：3億3,300万円、4回目：3億2,800万円、5回目：3億2,300万円、6回目：3億2,000万円、7回目：3億1,950万円（それぞれ税抜き）である。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>本件は1者応札であるが、25年度の業務内容との違いが明確でないと新規参入が非常に難しいと思う。具体的に何が25年度と違っていると考えればよいか。</p>	<p>25年度は、ユーザーに対する注意喚起と閲覧することでマルウェアに感染するサイトを収集する基本的なシステム構築を実施。26年度は25年度の結果を踏まえ、悪性サイトの収集方法等の問題点、さらに悪性サイトの抽出方法、一般ユーザーに対する注意喚起の方法等の課題を改善するために実施するもの。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>そうすると、25年度の調査実績のノウハウは、かなり26年度に生かされるということ。新規参入業者が25年度の業者と同じスタートラインに着かせるためにどのような工夫をしているのか。</p>	<p>明記はしていないが、25年度の成果については報告書としてまとめていることから、新規参入を希望する業者に提示することは可能であった。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>可能であったというのは、新規参入業者に対してどのように知らせたのか。</p>	<p>25年度の結果に関する問合せがあれば当省として業者に回答すると、本件の契約業者である日本データ通信協会は、様々なISPのような応札の可能性のある業者から構成されている団体であることから、そのノウハウが等しく各ISPに共有されるようになっており、特定の業者に偏らないように事業を進めている。</p>
<p>（有川委員）</p> <p>⑧の回答にある、複数のISPの連携体制の構築の条件は、25年度の契約においても求めていたのか。</p>	<p>そのとおり。</p>

<p>(有川委員)</p> <p>1 者入札の原因分析ペーパーについて、仕様書の入手者 10 者に対して全て照会をかけて、その結果回答があったのは 2 者だけだったということか。</p>	<p>そのとおり。メールにより照会をかけている。もう少し回答率が高い場合もある。回答してもらえない業者に対して、それ以上踏み込んだ対応はしていない。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>④の回答で、下見積もりを 2 者から取るのは総務省のルールなのか。</p>	<p>複数者の見積もりを取ることは予決令でも定められており、それに則って競争性を高くするため取っているが、2 者ではなく 3 者取ればより結構だが、原課の方でめばしいところを当たったのが 2 者ということ。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>この下見積もりは、予定価格をたてるための参考として取るものなのか。</p>	<p>これは原課の行政決裁において、予算の積算等の参考とするもの。そのあと会計課において調達公告を行い、本件の応募は 1 者のみであったが、その者に入札書と下見積もりの提出を求め、予定価格の積算の際は、その下見積もりと予算額を比較して決定している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>この予算額は、原課が 2 者から取った下見積もりを比較して決定されたものなのではないのか。</p>	<p>取った下見積もりをそのまま採用するわけではなく、内容を精査し、人件費などの単価等を見直して、一から積算を直した上で予算額としている。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>人件費などをチェックするために省内の基準はあるのか。</p>	<p>あくまで参考としてだが、例えば、研究開発の委託については基準となるような単価があり、それとの横並びを見ながらその研究開発の内容に応じ、また実証実験であればその現場の生の金額を加味している。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>原課がこの 2 者から下見積もりを取った理由は何か。参加の可能性がある業者全部に声をかけるべきだと思うが。</p>	<p>最低 2 者から下見積もりを取らなくてはならない中、本件のような事業を受けられそうなところに集中して声をかけているところはある。なお、本件の調達に関しては事前に仕様書の意見招請公告という形で官報に公告しており、本件調達の仕様書を事前に確認する機会は確保している。公告期間は H25. 12. 7～H26. 1. 11。その結果 12 者が参加し、特に意見はなかった。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>本件は、なぜ国庫債務負担行為により契約しなかったのか。また、27 年度以降の計画はどうなっているのか。</p>	<p>本件の事業自体は実証であり、事業内容については毎年変わり得るものであるため、予算確保の時点において国庫債務負担行為を選択するのは難しかった。本件は 29 年度までの 5 カ年計画である。</p>
<p>(有川委員)</p> <p>毎年の実績を積み上げていくやり方で業務を 5 年間実施すると、今後 1 者で続</p>	

<p>く。他の業者が参入できるような工夫が必要。</p>	
<p>(高橋委員) 1 者入札の原因分析アンケートについて、回答者が2割であると、検証、評価、改善にはつながらないのではないか。</p>	<p>本件については、落札業者と協業しているため参加しなかったと聞いている。</p>
<p>(北大路座長) 極端に言えば10者が全部、落札業者と協業すれば巨大JVのようなものとなり、競争にならないのではないか。協業している相手はわかるのか。</p>	<p>残りの8者が協業しているかどうかはわからないが、分析すれば可能と思われる。</p>
<p>(高橋委員) あと8者が回答してきていないところが気になる。回答は取るべき。</p>	
<p>(北大路座長) 事業の性格上、競争性を求めるものなのか、それとも、もっと業界がまとまって実施すべきものなのか、工夫をすべき。予算要求を含め是非検討されたい。</p>	<p>本事業にとって適正な執行方法について検討して参りたい。</p>

<p>【抽出事案3】(随意契約・企画競争)</p> <p>電波状況ビッグデータを利用する局所的ホワイトスペース有効利用促進技術の研究開発</p> <p>契約相手方：株式会社国際電気通信基礎技術研究所</p> <p>契約金額：28,626,000円(落札率100.0%)</p> <p>契約締結日：平成26年4月1日</p> <p>競争参加業者：365者</p>	
意見・質問	回答
<p>(清水委員)</p> <p>2年契約ということだが、契約は単年か、複数年か？また、参加者数が365者となっているが、もう少し具体的な選考方法等の説明を願う。</p>	<p>本件は、平成25年度の戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に応募し採択されたもので、通常、フェーズⅠから研究を進めるが、本件は、フェーズⅡから研究を進めることを認められたもの。本件は、継続評価の結果、フェーズⅡの2年目(平成26年度)に進むことを認められたもの。365者というのは、平成25年度のSCOPEに応募してきた者の総数であり、そのうち採択されたものが115者あり、本件はその115者中の1者である。採択された115者にはそれぞれ研究代表者がいて、総務省との契約は、その研究代表者が所属する会社等と委託契約を締結している。1年ごとに当該研究結果の評価を行っており、認められれば次年度の研究に進むことが認められる。よって、契約は単年度契約である。</p>
<p>(清水委員)</p> <p>継続評価で落ちたものについて、それまでの成果はどのように使われるのか。</p>	<p>当該研究機関において、研究者が学会発表などの対外的な発表をするなり特許を取るなど、どこかで生かされることになる。知的財産権は研究者に帰属されることになっており、総務省もそれを使用することが担保されている。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>つまり、継続評価等の結果、芽の出ないもの、成果の出ないものなど、有効性が今後謳えないものについてはやめていただき、他にお金を回せるようにする、という解釈でよろしいか？</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>(高橋委員)</p> <p>本件の評価委員を外部非公表としている理由は何か？また、当該委員に守秘義務</p>	<p>当該評価委員は、競争的に評価をしているので、事前の接触を避けるため非公表としている。なお、何年かに1回、委員の入替えをしているが、その前期の委員は公</p>

<p>務はあるのか？具体的にどこまでの守秘義務があるのか？</p>	<p>開している。 具体的な守秘義務規程は今手元にないので、後日提出させていただきます。</p>
<p>(有川委員) 資料の最後の「主計局長通知」(随意契約による場合の予定価格等について)は何のためについているのか？</p>	<p>本件は委託契約であり、継続評価を認められた者との随意契約で特定の金額でしか契約できないため、別途調書の作成等は省略している。その根拠となる主計局長の通知を添付させていただいた。</p>

【抽出事案4】（一般競争入札・総合評価落札方式）

フィリピン共和国における我が国の経験や技術を生かした防災 ICT システムの導入可能性に関する調査の請負

契約相手方：日本電気株式会社

契約金額：99,360,000 円（落札率 99.6%）

契約締結日：平成 26 年 4 月 4 日

競争参加業者：2 者

意見・質問	回答
<p>(園田委員)</p> <p>本件は、なぜフィリピンのために、また、政府が実施しなければならないのか？これによって特定の企業等のために実施することにならないのか？</p>	<p>平成 26 年 1 月、当時の新藤総務大臣がミャンマー、フィリピンに訪問した際、日本方式の地上デジタル放送を採用したフィリピンと様々な協力関係ができるか議論していたところ。その中で、地デジのみならず ICT 分野全般での協力関係を構築していきたいということと、特に防災関係については、特定の企業 1 社が売り込むといったものではなく、政府がどう導引するかということ。フィリピン政府は、日本の地デジ放送が防災に使えるとの売り込みを非常に評価しており、日本政府としても、導入から提案までサポートを実施したところ。</p> <p>総務省では、日本方式としての展開の可能性に係る仕様書を作成し、それに基づいた提案ができる企業を幅広く募集・選択し、本調査を実施しているところ。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>企業数はどれくらいなのか？</p>	<p>実際に受託した企業は 1 社だが、その中のチームとして 5 社ほどの企業が協力して調査を実施している。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>その防災 ICT を導入することが決まった場合、参入する企業はどれくらいあるのか？</p>	<p>システムの中身による。いろいろなシステムによってその分野を得意とする企業とその関連する企業が参入することになる。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>そうすると、全体的に防災 ICT を導入した場合、結構たくさんの日本企業がそれに参入する可能性があるということか？</p>	<p>そのとおり。</p>
<p>(園田委員)</p> <p>地デジ放送が日本方式なのに、日本の防災 ICT の技術が部分的にしか使われ</p>	<p>様々なシステムがあるが、一部システムのみ導入することはあり得る。それはフィリピン政府が、財源や緊急性等、様々な状況を対峙しながら決定するものであると</p>

<p>ないこともあるのか？</p>	<p>考える。</p>
<p>(北大路座長) この地デジ日本方式を南米とかでも盛んに売り込んでいるが、この防災 ICT は、他国でも導入調査をしているのか？ それともフィリピンで実施すればわかることなのか？</p>	<p>今回、フィリピンになったのは、まさに大臣の訪問を切っ掛けとして実施したもの。導入調査については内容によるが、例えばフィリピンのような島国の形であればそれに適した防災システムがあり、同じような島国、例えばインドネシアなどであれば、日本方式を提案できるかもしれない。</p>
<p>(高橋委員) 日本の企業が本件の調査研究の後、この調査研究をどう活かし、どのようにシェアして行くのかということがあるが、その後の参入に関して何か縛りはあるのか？</p>	<p>参入に関して縛りはない。導入可能性の調査請負であるので、それに基づいてどの企業も展開可能である。</p>
<p>(高橋委員) とすると、この調査研究を請け負うことは、いち早く様々な状況を知ったりコネクションを作ったりするメリットが生じるので、たくさんの企業が本来応札してきて当然だと思うが、なぜ2社しか応札してこないのか解せない。</p>	<p>推測ではあるが、日本国内である程度のマーケットが取れており、そもそも海外に進出しようとする企業が少ないのではないかと。様々な国に展開しようとするならば、例えば現地に工場を作ったり、システムを現地仕様に直さなければならぬし、それまでして事業になるかも全くわからないということがあるのではないかと。</p>
<p>(園田委員) 本件の導入可能性とは、技術的な面なのか、それとも価格的な面なのか？</p>	<p>まず、技術的な面である。こういうシステムが実際に実証できて、導入可能であることを見せることになる。その後の予算面の話は、企業の努力によるものとなる。</p>
<p>(有川委員) 添付資料の総合評価基準表は、どこで作成されたものなのか？</p>	<p>総務省に「公共調達業務マニュアル」というものがあり、原課がこれに基づきアレンジ等して作成したもの。</p>
<p>(有川委員) 同表の「価格と同等に評価できる項目」に二重丸がついているのは、どういう意味なのか？</p>	<p>評価する際、価格点以外に、技術点として、価格と同等に評価できるものと、加点的な要素になるものの2項目に分かれており、前者は、その実現可能性に資するものであるとか、過去の経験や実績等を提案書に基づいて判断できるものについては、価格と同等に評価できるとしており、二重丸を付している。これらは、技術的な観点を重視して評価するということがあるが、一方でその価格についても適正な、あまり技術を優先するばかりに</p>

	高くなりすぎないようにという観点からも価格と同等に評価できる内容の項目を一定数設けて、総合的な点数が偏らないようにしている。
(有川委員) その考え方は本省全体で共有しているものなのか？その考え方がわかる資料をいただきたい。	総務省の「公共調達業務マニュアル」で共有しているが、具体的にどれを価格と同等に評価できるかは、原課で決定している。

<p>【抽出事案 5】（一般競争入札・最低価格落札方式）</p> <p>ガソリンの購入</p> <p>契約相手方：株式会社サントーコー</p> <p>契約金額：3,004,320 円（落札率 98.8%）</p> <p>契約締結日：平成 26 年 4 月 1 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p>	
意見・質問	回答
<p>（高橋委員）</p> <p>仕様書中、ガソリン価格について「著しい変動が認められる場合はこの限りでない。」との記述について、この「著しい変動」に関して基準はあるのか？</p>	<p>明確な基準はない。これまで対処してきた事例としては、石油情報センターの価格情報の範囲内で協議をしているところ。現在、価格が下がっているので、引き下げについて協議を始めているところ。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>このような協議は、業者として経験があるところとないところでは交渉力に差が出るなど、これが障害となり入札しにくいものとなっていないか？</p>	<p>平成 25 年度に財務省から、霞ヶ関界隈のガソリン調達は共同調達するよう提案されており、それを踏まえ、総務省も平成 27 年度から、警察庁及び国土交通省と共同調達する予定。その契約書案では、石油情報センターの価格情報を基準として 2 円以上の変動があった場合には、その変動のあった翌月から契約単価を変動分改定できるよう 3 省庁で協議しているところ。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>ガソリン供給スタンドの位置条件（総務省から半径 5km 以内）では、ENEOS がかなりあり、本件の落札業者が落札する可能性はかなり高いと思われるが、もっと競争性を高める工夫はないか？</p>	<p>車両運行業務の効率化の観点からはより近いスタンドが望ましいが、競争性を高めるという意味から、半径 5km としてきたところ。なお、上記理由から平成 27 年度からの共同調達では、3 省庁で位置条件の範囲を狭める方向で検討している。</p>
<p>（高橋委員）</p> <p>私の調べでは、半径を狭めれば狭めるほど、1 者に集中するので、共同調達により価格を安くすることはできるかもしれないが、競争性の向上は難しいと思われる。</p>	<p>調査したところ、一番最寄りにあるスタンドは ENEOS であるが、半径 2km 程度の中には、ENEOS 系列の 2 社のほかゼネラル石油、コスモ石油、昭和シェル石油も入っている。</p>